

令和7年度香川県・兵庫県連携旅行商品造成業務
公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

令和7年度香川県・兵庫県連携旅行商品造成業務

2 業務期委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 目的

香川県及び兵庫県（以下「両県」という。）が連携して両県周遊型旅行商品の造成・販売に取り組み、両県への誘客促進を図る。

4 実施主体

公益社団法人香川県観光協会（以下「委託者」という。）

5 連携先

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「委託者連携先」という。）

6 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 業務の内容

(1) 旅行商品造成

両県にある魅力ある観光コンテンツや体験プログラム等をテーマやストーリーでつなぎ、高付加価値旅行者に響く特別感のある両県周遊型旅行商品を、下記のとおり造成すること。

なお、最終的な訪問先については、委託者及び委託者連携先（以下、「委託者等」という。）と協議の上決定すること。

① 旅行商品概要

- ・計4コース以上造成すること。

ただし、そのうち3コースは「令和6年度香川県・兵庫県連携旅行商品造成業務」で造成した下記のコースをそれぞれブラッシュアップすること。

A コース 瀬戸内の魅力 伝統受け継ぐ人々と美しき自然と食の恵み（4日間）

https://agt.my-kagawa.jp/tour_world_01.html

D コース 瀬戸内が育んだ伝統文化とものづくり（4日間）

https://agt.my-kagawa.jp/tour_world_04.html

E コース ローカルガストロノミーと日本の美しきカントリーサイド（5日間）

https://agt.my-kagawa.jp/tour_world_05.html

- ・アートを巡るコースを造成すること。
ただし、香川県は直島と小豆島を訪問地を含めることとし、兵庫県は安藤忠雄建築物や横尾忠則建築物を訪問地を含めることを検討すること。
- ・1コース当たり2泊3日以上旅行商品とし、両県それぞれで1泊以上宿泊すること。
ただし、両県の観光スポット等や宿泊日数について、造成する旅行商品の合計で偏りが
ないよう配慮すること。
- ・各コースの合計で送客数が70名以上になるよう企画し、販売に努めること。
- ・今後、継続的に商品造成・販売する観点に基づき、旅行商品の造成を行うこと。
- ・旅行商品の催行時期については、両県への誘客が図れる最も適した時期に設定すること。
- ・原則ガイドが同行する企画とすること。

②ターゲット

国内（主に首都圏等の在住者）の観光客とし、両県に誘客できるターゲットを設定すること。

③その他

- ・提案した観光コンテンツや体験プログラムについては、本委託業務の契約後、受託者が各団体と調整すること。
- ・旅行商品については最小催行人数及び販売価格を記載すること。

(2) 造成した旅行商品の販売等

- ・(1)で造成した旅行商品について、ホームページやチラシ等、多様な宣伝媒体を活用し、旅行商品の周知、販売を行い、集客に努めること。
- ・制作した宣伝ツール及び画像、動画等の著作権は全て委託者等に帰属し、委託者等が認める別の業務において使用できるものとする。モデル等やその他事情により、使用制限が発生する場合は事前に協議すること。

(3) 旅行催行時のアンケート調査等

- ・参加者に対してアンケートを実施し、ツアーについての提案、助言を得る等、今後継続的に商品造成する観点に基づき、コンテンツの磨き上げに活用できる分析を行うこと。
- ・アンケート調査の内容については、本委託業務の契約後、旅行催行前に委託者等と協議の上、決定すること。

(4) 成果物の提出

受託者は、本事業が終了したとき、成果物として「業務実績報告書」を次のとおり作成し、委託者等に提出すること。

電子データには内容のわかるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと。

①提出する成果物

業務実績報告書を任意様式で作成し、紙媒体で4部（A4版カラー冊子）と電子データ（PDF形式）で提出すること。ただし、次の項目を記載すること。

- ・ツアーの催行日、内容、参加者数
- ・参加者の属性データ
- ・記録写真（添付）
- ・参加者のアンケート結果

- ・アンケート結果に基づく事業継続性に資する分析及び分析を踏まえた改善内容

②提出先

香川県高松市番町四丁目1-10（香川県庁東館5階）

公益社団法人 香川県観光協会

E-mail : kankyo-hp@21kagawa.com

TEL : 087-832-3362

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1（兵庫県庁1号館7階）

公益社団法人ひょうご観光本部

E-mail : info@hyogo-tourism.jp

TEL : 078-361-7661

③提出期限

委託期間終了まで

7 業務の遂行体制等

(1)体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2)打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、委託者等との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- ・本業務委託の実施にあつては、委託者等と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る委託者等からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名称、業務の範囲、契約金額、理由、その他当該協会が必要とする事項を委託者等に書面で申請し、委託者等の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- ・コンテンツ造成等に係る必要な調整については、原則として受託者が行うこと。
- ・本業務委託の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。
- ・成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、委託者等に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に使用できるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、委託者等と受託者が協議の上、決定することとする。